

木造住宅耐震化補助

～非現地建替え・除却～



耐震性の低い建物を減らすため、
住宅の除却に要する費用の一部を補助します。

補助額

補助対象経費

非現地建替えのうち除却工事費
または
木造住宅の除却工事費

×

補助率
23%

=

最大
97.8万円

対象要件

- ・ 市内にある木造の一戸建て住宅であること
 - ・ 昭和56年5月31日以前に着工したものであること
 - ・ 工法が在来軸組構法または伝統的構法であること
 - ・ 併用住宅の場合、床面積の半分以上が住宅であること
 - ・ 現に居住の用に供するものであること
 - ・ 販売を目的とするものでないこと
 - ・ 同一の事業又はがけ地近接等危険住宅移転事業の補助を受けていないこと
 - ・ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること
(簡易耐震診断で評点が7以下であるものも対象)
 - ・ 倒壊の危険性があるブロック塀が道路に面している場合、改善すること
- 【除却】の場合
- ・ **新たに居住する住宅が耐震性を有していること**

補助対象者

- ・ 対象住宅の所有者で継続して1年以上居住していること
- ・ 市税の滞納がないものであること
- ・ 暴力団員または暴力団員等でないこと
- ・ 工事完了後、新たに居住する住宅・建築した住宅に居住していること
- ・ 工事完了後も江田島市内に居住すること

受付期間

令和8年5月7日(木)～令和8年6月30日(火)

申請の流れ

申請書の提出

内容審査

交付決定通知

契約・着手

着手届の提出

工事完了

実績報告書提出

補助金額確定通知

請求書提出

補助金の支払い

注意

- ・ 交付の決定を受ける前に契約されていた場合は、補助の対象となりません。
- ・ 工事完了後40日以内または申請年度の1月末日のうち早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

お問い合わせ先

TEL:0823-43-1647

江田島市土木建築部 都市整備課

提出書類

申請時(契約前)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住宅耐震化補助金交付申請書(様式第1号)② 住民票の写し
(世帯全員の氏名及び世帯主との続柄の記載があるもの)③ 対象住宅の所有者が確認できるもの
(登記事項証明書、名寄帳等)④ 対象住宅の建築年月日を確認できる書類
(建築確認通知書の写し、名寄帳等)⑤ 耐震診断結果報告書の写し(簡易診断書可)⑥ 申請者の市税を滞納していない旨の証明書(写し可) | <ul style="list-style-type: none">⑦ 対象住宅の現況写真⑧ 事業費の見積書または写し⑨ 誓約書(様式第2号)⑩ 事業計画書 ※1⑪ その他市長が必要と認めるもの <p>【対象住宅が建つ敷地の道路面にブロック塀がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none">○ ブロック塀の写真○ 倒壊の危険性の有無と改善方法を示すもの ※2 |
|---|---|

事業着手時

非現地建替え

- ① 着手届(様式第5号)
- ② 建築士免許証の写し(設計者及び監理者)
- ③ 新たに建築する住宅の付近見取り図、配置図、平面図、立面図
- ④ 確認済証の写し
(確認申請を要しない場合は工事届の写し)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

除却

- ① 着手届(様式第5号)
- ② 契約書の写し(除却工事に係るもの)
- ③ 新たに居住する住宅の検査済証の写し
(その他、住宅が耐震性を有することがわかる書類)
- ④ その他市長が必要と認める書類

実績報告時

完了日から40日以内または申請年度の1月末日のうちいずれか早い日までに提出

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 実績報告書(様式第8号)② 写真(着手前、工事中、完了時の状況が分かるもの)③ 補助対象事業に要した費用の請求書および領収書の写し④ 住民票の写し(新しい住宅への住み替え後のもの)⑤ その他市長が必要と認める書類 | <p>【非現地建替えの場合】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新たに建築した住宅の検査済証 <p>【道路面のブロック塀に倒壊の危険性があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 改善状況が確認できる書類 |
|--|--|

※1 対象事業の全体工程表、付近見取り図及び配置図の記載が必要

※2 建築士が作成したもの

※3 確認申請を要しない場合は不要